

(令和6年度)

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借に係る入札説明書

(内 訳)

入札説明書

別紙1 契約書(案)

別紙2 特記仕様書

別紙3 入札参加資格登録申請書等

別紙4 入札保証金説明書

別紙5 入札書及び委任状

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県農林水産部農地農村整備課

技術企画班

電話番号 098-866-2285

1 公告

令和6年9月26日

2 入札に付する事項

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約期間

納品日から60ヶ月間

※本契約は、地方自治法第234条の3の規定及び「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づくものであり、令和6年度以降、当該契約にかかる歳入歳出予算について減額または削除があった場合、当該契約を解除できるものとする。

(3) 機器の仕様、機器設置場所及び業務内容

別紙2「特記仕様書」による。

3 入札に参加する者に必要な資格

令和6年9月26日付け農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借に係る一般競争入札の公告による一般競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

4 入札参加資格登録申請等に必要な書類及び通知

別紙3「一般競争入札参加資格登録申請書等」及び入札公告「5 資格審査の結果の通知」による。

5 入札保証金に関する事項

入札公告「10 入札保証金」のほか、別紙4「入札保証金説明書」による。

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年10月10日（木）午前10時30分
- (2) 入札場所 沖縄県庁本庁舎 11階第2入札室

7 入札方法

(1) 提出方法

入札者は入札公告及び入札説明書その他関係書類を熟読のうえ、入札書を持参して封書にし、所定の日時に持参すること。郵便、電報及び伝送による入札は認めない。

(2) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額（消費税込み）の110分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記入すること。

(3) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。）をもって落札金額とする。

(4) 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) その他

ア 入札の際に、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を持参し提出すること。

ウ 最低制限価格は設定しない。

8 入札書及び委任状の様式について

別紙5「入札書及び委任状」のとおり。

9 入札の無効

入札公告「12 入札の無効」による。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

10 落札者の決定方法

入札公告「13 落札者の決定方法」による。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県農林水産部農地農村整備課職員

12 契約保証金

入札公告「11 契約保証金」による。

13 入札に関する質問

入札公告「17 入札に関する質問」による。

14 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 沖縄県農林水産部農地農村整備課技術企画班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁本庁舎10階
電話番号 098-866-2285 FAX番号 098-866-2879

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借について次のとおり契約する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、特記仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び特記仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、特記仕様書に基づく別表記載の賃貸借機器等（以下「機器等」という）を特記仕様書記載の場所に設置し、甲に引き渡すものとし、甲は、その賃貸借料を乙に支払うものとする。
- 3 この契約書の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 契約期間は納品日から60ヶ月間までとする。

（契約金額）

- 第3条 甲が乙に支払う賃貸借及び保守料は、契約額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額（円未満切捨て）である。
- 3 賃貸借及び保守料の計算期間は、各月の初日から月末までの1ヶ月とする。ただし、1ヶ月に満たない月については、日割計算によるものとする。

（消費税額等）

- 第4条 甲は、賃借料及び保守料に掛かる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。
- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき、増額または減額されるものとする。

（月額料金の取引金額請求及び支払）

第5条 乙は、月額料金及び消費税額について、使用月の翌月に請求を行い、甲は、適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の理由により料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、前項の期間終了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項により、契約金額の100分の10以上を県に納付する。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（設備等の保守）

第8条 乙は、設備等が正常に動作するよう乙の負担において所定の保守を行う。但し、甲の故意もしくは過失によって修理又は調整の必要が生じたとき、それらの修理費、調整費は甲が負担する。

2 設備等について所定の保守を超える特別な保守を必要とする場合は、甲がその費用を負担する。

3 保守にあたり必要とする電力及び消耗品等は、甲の負担とする。

（設備等の返還）

第9条 この契約の終了又は解除された場合は、甲は解約された設備等を乙に返還しなければならない。このとき、機器の返還に要する荷造り及び運送に要する費用は乙が負担するものとする。

2 乙は、機器等の返還時において、賃貸借機器等の撤去及び各機器等のハードディスク、メモリ等のデータ削除を実施し、その旨を証明する証明書及び作業報告書を提出しなければならない。

（設備等の保全）

第10条 甲は、本契約に基づく設備等を運用するために、甲が設備等を扱うことを認めた職員、その他の者に対し、指示等の方法により適切な措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の書面による同意がある場合を除き、本契約にある設備等を第三者に提

供することはできないものとする。

(一括再委託等の禁止)

第 11 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(修補義務)

第 12 条 乙は、甲へ設備等を提供している間、次の各号に定めるサービスが無償で乙自ら行うものとする。

- 2 甲が、設備等が正常に動作しない原因が乙にあると判断し、甲の安定的な業務遂行に必要なサービス。
- 3 甲の業務遂行上の支障を未然に防止する必要があると認められた場合に、乙の提供するソフトウェア並びに修正情報等に関するサービス。

(引渡し及び危険負担)

第 13 条 設備等の設置が完了したときは、甲乙双方が立会い、全ての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、引渡しを行うものとする。

- 2 前項の規定による引渡し前に生じた設備等の棄損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、賃貸借物件の納入を受けた後において、契約の内容に適合しない部分があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対して、その旨を通知し、不適合部分の追完を求めることができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 本契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。ただし、契約内容等の見直しなどにより、予算の範囲内における契約変

更の可能性などについて甲乙で十分協議を行ったうえで、これを行うこととする。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。
- 3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 16 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したときは、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(警察への協力)

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等として、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 19 条 乙は、天災その他の不可効力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(保険)

第 20 条 乙は、自己の費用で納入機器に動産総合保険を付保するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(秘密の保持等)

第 22 条 乙は、その職務上知り得た業務上の情報（以下「秘密情報」という）を業務目的以外に利用したり、第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、秘密情報が第三者に漏洩、又は無断で使用されないように必要な対策をとらなければならない。

3 乙は、甲の許可なく、その秘密情報を複写、複製してはならない。

4 乙は、甲の請求があった場合、直ちに秘密が記載又は記録された書類、記憶媒体等を甲に返却又は破棄するものとする。

5 甲は、この契約期間の満了後及び契約解除後も本条を遵守するものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 23 条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって、本県のセキュリティポリシー

に定める事項を遵守するものとする。

(業務の調査等)

第 24 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(著作権等)

第 25 条 乙は、業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 26 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約の定めのない事項)

第 28 条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則にしたがって協議の上、これを解決し書面により確認するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別表 機器等明細

	構成	メーカー	品名・型式	数量
1				
2				
3				

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借特記仕様書

1 件 名 農林水産情報ネットワーク電子機器賃貸借

2 履行期間 納品日から 60 ヶ月間

3 電子機器設置場所 本庁 14 階サーバ室

4 内容

(1) 以下の要件を満たす Web ベース文書管理ソフトウェアを調達し納品すること。

(1-1) 文書登録・閲覧・表示機能に関する以下の操作を Web ブラウザから行えること。

ア. 登録可能なファイル等は以下のとおりとする。

①図面ファイル BVF/BVS/DXF/DWG/JWW/JWC/JWK/HOC/P21 形式等

②文書ファイル JTD/DOC/DOCX/DOCM/XLS/XLSX/TXT/CSV/XML/RTF/XLT/XJS/
XLW/DBF/XLSM/XLTM 形式等

③その他ファイル PDF/XBD/XDW/JPG/BMP/WAV/WMV/HTM/HTML 形式等

④フォルダ 等

イ. システムのトップページにフォルダを作成することなく、ファイルの登録が可能であること。

ウ. フォルダ、ファイルによる階層構造での管理が可能で、階層構造を Web ブラウザ上で表示する機能を有すること。

エ. ブラウザでの表示方法は、リスト表示、サムネイル表示のどちらかを選択できること。

オ. フォルダやファイルに対して、「基本属性情報」の付与が可能であること。「基本属性情報」は、ファイル名、キーワード、所有者、作成者、更新日とする。

カ. 同一ファイル名で版管理が可能であること。版管理機能として、最大保存版数として 100 版以上の設定が可能であること。過去の版の中から任意の版をユーザーへ公開可能であること。版を改訂登録する際に、改訂者によるコメントの追加が可能であること。

キ. ファイルが新規登録であることを示すアイコンを表示する機能を有すること。

ク. 新規登録したファイル(1 時間、1 日、2 日、3 日、4 日以内に登録したファイル)の一覧表示機能があること。

ユーザーにアクセス権があるファイルのみが表示されること。

- ケ. ファイルに有効期限を設定する機能を有すること。
- コ. ファイルがテキスト情報を含むファイルの場合、テキスト情報の先頭 256 文字の文字列を抽出可能であること。
- サ. Web ブラウザ上で各ファイル（ビットマップファイル、TIFF、JPEG、GIF、XDW）のサムネイル表示が可能であること。
- シ. ファイルの閲覧機能を有し利用者が「承認」、「否認」の回答を送信者へ返す機能を有すること。
- ス. 文書の追加、変更、新規バージョンの追加、属性の変更、権限の変更、所有者の変更、場所の変更等の新着情報をあらかじめ指定した宛先にオブジェクトの URL が書かれたメールが自動的に送信され、最新情報をタイムリーに入手できること。
- セ. 文書は Web ブラウザ上に表示されているコレクションに直接ドラッグ&ドロップで登録できること
- ソ. 登録されているファイルを複数選択し、zip ファイルにまとめてダウンロードする機能を有すること

(1-2) 検索機能に関する以下の操作を Web ブラウザから行えること。

- ア. 登録文書に対する全文検索機能、属性検索が可能であること。
- イ. 任意のフォルダ配下を検索範囲として指定が可能であること。
- ウ. 検索対象のファイルフォーマットの指定が可能であること。
- エ. システムに登録した以下のファイルの全文検索が可能であること。
 - ① Microsoft Word・Excel・PowerPoint 日本語版
 - ② Adobe PDF
 - ③ 一太郎文書
 - ④ Microsoft リッチテキスト
 - ⑤ テキストファイル
 - ⑥ HTML ファイル
 - ⑦ XML ファイル
 - ⑧ DWG ファイル
 - ⑨ XDW (OCR 処理済みファイル含む)
- オ. 英数字に対してワイルドカードを使用した検索が可能であること。
- カ. 「AND」、「OR」、「AND NOT」を使用した論理演算子での検索が可能であること。
- キ. 検索結果の表示件数をあらかじめ決められた件数の中から指定可能であること。
- ク. 検索結果の絞込みを行う機能を有すること。

(1-3) コミュニケーション機能に関する操作を Web ブラウザから行えること。

- ア. 掲示板の登録が可能であること。掲示板には、文字情報以外にファイルを登録する

機能を有すること。

イ. 予定表の登録が可能であること。登録した予定表に、ユーザーやグループの予定を表示可能であること。予定表は、月表示、週表示、日表示の切り替えが可能であること。

ウ. Wiki、ブログを登録する機能を有すること。

(1-4) セキュリティ機能に関する操作を Web ブラウザから行えること。

ア. システムを利用するには、ユーザーID パスワードによる認証を必要とすること。

また、パスワードを構成する最小文字数を設定する機能を有すること。

イ. ユーザー区分として、以下の3種類のユーザーを設定可能であること。

① ゲストユーザー：システムにログインしないで、ファイルやフォルダの検索/閲覧を行うことが可能なユーザー

② 登録ユーザー：システムにログインして、ファイルやフォルダの検索/閲覧やアクセス権の設定などを行うことが可能なユーザー

③ 管理者ユーザー：システム全体を管理するユーザー

ウ. 管理者ユーザーは、以下のシステム管理権限を登録ユーザーに委譲する機能を有すること。

① サイト管理：システム内のすべてを管理する権限

② コンテンツ管理：システム内のすべてのコンテンツを管理する権限

③ アカウント管理：ユーザーIDに関するすべての内容を管理する権限

エ. 管理者ユーザーは、以下のアクセス権の設定が可能であること。

① 属性情報の読み取り

② コンテンツの閲覧

③ 属性情報の変更

④ コンテンツの書き込み

⑤ 管理（削除、アクセス権の変更、コンテンツ所有者の変更）

⑥ 検索の利用許可

⑦ システムに登録したフォルダやファイル単位に、アクセス権の設定が可能であること。

⑧ ユーザー単位やグループ単位に、アクセス権の設定が可能であること。

オ. 管理・ログ機能を有すること。

① システム上でユーザーが誤ってファイルやフォルダを削除してしまった場合に、復元する機能を有すること。

② アクセスログの出力が可能であること。

③ ユーザーのログイン状況を表示させる機能を有すること。

④ 文書の登録・作成から廃棄に至る変更履歴を保持し、改訂履歴の記録・保管

として利用できること。

(1-5) DocuShar 専用クライアントソフトが利用できること。

ア. クライアント環境の DocuShar デスクトップクライアント上から直接、当該サーバーへアクセスし、各種権限に従ったドキュメント表示、登録、ダウンロード、検索、チェックイン、チェックアウトによる改訂が行えること。

イ. クライアント環境の DocuShar デスクトップクライアント上から直接、当該サーバーへアクセスしフォルダ名およびファイル名の変更、新規フォルダの作成、フォルダ移動およびファイルの移動がおこなえること。

ウ. よく使うフォルダを「お気に入り」フォルダとして保存できること。

(1-6) 下記アかつイを満たす PC から 4 (1) [(1-1), (1-2), (1-3), (1-4)]の動作が可能であること。

ア. OS 環境

①Windows 11 日本語版 [64 ビット][Home/Enterprise/Education]

②Windows 10 日本語版 (32 ビット/64 ビット) [Home/Pro/Enterprise/Education]
[Service Pack なし]

③macOS 12 Monterey (日本語環境)

④macOS 11 Big Sur (日本語環境)

⑤macOS 10.15 Catalina (日本語環境)

⑥macOS 10.14 Mojave (日本語環境)

イ. Web ブラウザ

① Microsoft Edge (Chromium)

② Apple Safari 15.0/14.0/

③ Apple Safari for ios/iPadOS

iOS 14, iOS15, iOS16 との組み合わせ

iPadOS 14/15/16 との組み合わせ

④ Google ChromeTM

⑤ Google ChromeTM for Android

バージョン 88 以降および AndroidTM

6.0/7.1/8.0/8.1/9.0/10.0/11.0/12.0/13.0 との組み合わせ

(2) 4 (1)の動作要件を満たすサーバ、データのバックアップ及びウイルス対策を行う機器を調達し納品すること。

(2-1) 4(1)ソフトウェアの動作要件を満たすサーバ要件は以下のとおりとする。

- ア. CPU 8コア以上のプロセッサを1個搭載すること
- イ. メモリー それぞれのCPU毎に16GB以上であること
- ウ. HDD 各HDDが、1TB以上であること。
 - HDDは、4台とすること。
 - SAS構成で10,000RPM以上であること。
 - RAID5構成とすること。
- エ. OS Microsoft Windows Server 2019もしくは2022Standard(同時アクセス数5cal以上)日本語版とすること。
- オ. モニタ及びキーボード 折りたたみ収納可能なラックマウントタイプであり、モニタは15inch以上であること。
- カ. その他サーバ及びソフトウェアを動作させるために必要な機器
- キ. 全庁ネットワークにおいて配付されるウイルス対策ソフト(株式会社シマンテック製品)へ動作保証のあるものとする。

(2-2) バックアップ構成要件

- ア. バックアップソフトは、(2)(2-1)で調達したサーバに対して動作保障のあるものとする。
- イ. バックアップは外付けHDD(3TB以上)に行うものとする。

(2-3) UPS構成要件

- ア. UPSは、(2)(2-1)～(2-3)で調達したサーバ構成に対して安全に電源を切れる時間を確保できるものであること。
- イ. UPSは、自動シャットダウンが出来るものとし、サーバ構成と連動させること。

(2-4) その他留意事項

- ア. サーバラックは調達しないこと(既存サーバラックあり)。
 - サーバラックに格納するため、ハードウェアは、サーバラックHDV 42-1020ws-sに設置可能なEIA規格を満たすものとする。
 - サーバラックに設置する機器一式は、10U以下で構成すること。
- イ. 保守を含めることが可能な機器については、賃貸借期間中の保守を含めて調達すること(5年)。
- ウ. システムのバックアップ、ウイルス定義ファイルの更新等運用は自動化し、サーバ設置場所は電源断以外立ち入らないことを想定すること。
- エ. DVDドライブ(readonlyとすること)、USB2.0以上ポート(4つ以上)を設置すること。

(3) 環境のデータ移行作業

現在稼働中の Web ベースの文書管理ソフトウェアである富士ゼロックス製（現 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社）DocuShare7.0 のデータベース、格納されたデータファイルを維持したまま、4(1)(2)で納品するソフトウェア及びサーバに移行すること。

ア. 文書数は、80,780 文書以上

イ. フォルダ数は、16,541 以上

ウ. 格納ファイルフォーマットは下記記載のとおりとする。

- ① Microsoft Word・Excel・PowerPoint 日本語版
- ② Adobe PDF
- ③ ジャストシステム 一太郎
- ④ Microsoft リッチテキスト
- ⑤ テキストファイル
- ⑥ HTML ファイル
- ⑦ XML ファイル
- ⑧ XDG ファイル
- ⑨ XDW (OCR 処理済みファイル含む)

(4) その他必要な作業及び物品調達

(4-1) 上記(1)～(3)のほか、農林水産情報ネットワーク運用に必要な作業及び物品の調達を行うこと。

(4-2) その他留意事項

ア. 電源工事について、本庁サーバ室については、原則として分電盤までを県側で用意する。

原則として、分電盤以降の電源工事を見込むこと。

ただし、電圧が 100v、電源容量が 550w 程度であれば、本庁サーバ室の接地極付コンセントを利用できる。その際の電源ケーブルの長さは 2 m程度を見込むこと。

イ. LAN ケーブルについては、20m 程度を見込むこと。

(5) 本システムの機能を提供する機器、ソフトウェア（令和 12 年 2 月までのシステム保守を含む。）について、問題なく運用が可能な状態で、3 の示す場所に納入及び設置すること。

一般競争入札参加資格登録申請書等

提出書類

- (1) 業務名： 農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借
- (2) 提出期限： 令和6年10月7日（月）午後5時
- (3) 提出場所： 沖縄県農林水産部農地農村整備課技術企画班（県庁10階）
- (4) 提出する書類
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書（様式第1号）
 - イ 法人の定款
 - ウ 法人の登記現在事項全部証明書（原本）
 - エ 情報システムの構築及び電気通信機器類等（電気通信機器類及びOA機器類をいう。以下同じ）の賃貸又は販売に関し、直近2年事業年度以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体との契約実績を有していることを証する書類（様式第2号、契約書の写し等）
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の事業税及び消費税に関し滞納がないことを証する書類（原本）
 - カ 財務諸表（直近の決算報告書（（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含むこと。））
 - キ 当公告において調達する物品の代理（特約）店である場合は、代理（特約）店届書（様式第3号）
 - ク 申請者が代理人を選定した場合にあっては、その委任状（様式第4号）
 - ケ 作業計画書類
 - コ 納品リストを含む機能証明書（様式第5号）
- (5) 留意する事項
 - 1) ウ、オについては、直近3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。
 - 2) エについては、直近2年事業年度以内に営業実績を有していることが確認できるよう、当該実績に係る契約書（仕様書含む）等の写しを一部提出すること。
 - 3) クは当該業務の入札・契約等に関するすべての権限を支社、支店、営業所、主張所等に委任する場合に提出すること。
 - 4) ケは、契約後、納品までの大まかなスケジュールを作成すること。
 - 5) 納品リストには、品名、型式、数量を記載すること。
 - 6) 機能証明書は、様式のほかにカタログ等資料に適合箇所がわかるよう示したものを添付すること。

(様式第1号)

一般競争入札参加資格登録申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
名称又は商号
代表者職氏名
電話番号

印

沖縄県農林水産部農地農村整備課が実施する「農林水産情報ネットワーク電子機器等貸借」に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付の上、一般競争入札参加資格者の登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 営業年数

創業年月日	年 月 日
営業年数	年

2 資本金

資本金	(千円)
-----	------

3 従業員数

区分	人数
営業担当	人
技術職員	人
事務職員	人
その他	人
計	人

(様式第 2 号)

証 明 書

(会社名)

(代表者氏名)

印

下記のとおり契約したことを証明します。

発注者名	契約名	契約金額	契約日
		円	
		円	
		円	
		円	

- (1) 発注者については、地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む）に限ります。
- (2) 契約実績は、2つ以上記入ください。
- (3) 契約書（仕様書含む）の写しを添付してください。

(様式第3号)

代理（特約）店届書

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借において調達する物品の代理（特約）店の契約を結んでいるメーカー等の名称を記入して下さい。

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
備考	

(注) 代理（特約）店証明書添付を添付すること。

(様式第4号)

委任状

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

私は、下記の者を代理人と定め、農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借の契約に関し、次の一切の権限を委任します。

1. 見積・入札
2. 契 約
3. 物 品 納 入
4. 代金の請求及び受領

委任期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

委 託 者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

受 任 者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

(注) 委任状は上記権限を支社、支店、営業所、出張所等に委任する場合に使用すること。

(様式第5号)

機能証明書

令和 年 月 日

沖縄県知事

殿

郵便番号

住所又は所在地

名称又は商号

代表者職氏名

電話番号

沖縄県農林水産部農村整備課が実施する「農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借」に係る一般競争入札への参加にあたり、仕様に基づく納品及びこれにより提供する機能を保証します。

また、予定する機器・ソフトウェア製品等の構成を添付します。

記

仕様書 項番	内容	対応 可否	備考
4-(1)	文書管理ソフトウェア要件		
4-(2-1)	サーバ等要件		
4-(2-2)	バックアップ要件		
4-(2-3)	UPS 要件		
4-(2-4)	その他留意要件		
4-(3)	環境データ移行作業要件		
4-(3)	環境データ要件		
4-(4)	その他必要な要件		
4-(5)	納品要件		

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

【入札保証金額の例】

入札金額 1,000,000 円とする場合、見積もる契約金額は、
入札金額 1,000,000 円 + 消費税 100,000 円 = 契約金額 1,100,000 円
となるので、納付すべき入札保証金の額は、
契約金額 1,100,000 円 ÷ 契約期間 60 月 × 12 × 5/100 = 入札保証金額 11,000 円(以上)
となります。

2 入札保証金の免除

下記のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部を免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績の中で、過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

※(2)については、「様式第6号及び契約書写し」を申請期限までに提出してください。

3 入札保証金の納付方法等（現金納付）

(1) 納付方法

ア 債務者登録票（様式第7号）に必要事項を記入し、令和6年10月7日（月）午後5時までに提出してください

イ 債務者登録票に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを令和6年10月9日（水）午後5時までに沖縄県農地農村整備課まで提出してください。

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

4 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後（約2週間後）に債務者登録票に記載した口座へ還付しますので、別途配布する入札保証金還付請求書を提出して下さい。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金がある場合は、その全額又は一部に充当します。

(様式第 6 号)

入札保証金の免除調べ

(会社名)

(代表者氏名)

印

1. 沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 2 号の入札保証金免除規定に該当することを下記のとおり証明します。

沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 2 号

競争入札（建設工事に係る競争入札を除く。）に付する場合において、令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2. 該当する業務実績

発注者	契約名	契約額	履行期間	種類
例： 沖縄県	例： 〇〇システム機器賃貸借	例： 5,500,000 円	例： 平成 26 年 2 月 1 日 ～ 平成 31 年 1 月 31 日	例： 機器等賃貸借
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
			令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

※対象となるのは、①～④をすべて満たす業務実績となります。

- ①発注者：国（独立行政法人、公社、公団を含む）又は地方公共団体
- ②種類を同じくする業務：機器賃貸借（長期継続契約）
- ③規模を同じくする業務：契約金額概ね 5,000 千円以上
- ④契約が満了した業務

(様式第7号)

債務者登録票 (入札保証金用)

郵便番号		電話番号	
(フリガナ) 住所			
(フリガナ) 氏名			
(フリガナ) 代表者名			
預金種別	1 : 普通預金 2 : 当座預金		
(フリガナ) 金融機関名	銀行	支店	
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			
納付金額 (入札保証金)			
上記のとおり登録を行います。			
令和 年 月 日			
沖縄県知事 殿			
住所： 登録者 氏名：			

入札書及び委任状

(様式第8号)

入 札 書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事
殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名
(代 理 人)

印

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借について、下記金額をもって入札します。

記

¥

履行期間 (60 ヶ月間) の賃借料総額 (消費税は含まない。)

賃貸借期間 : 納品日から 60 ヶ月間

※ 上記金額にその 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって受託したいので、提示された仕様書、契約条項、沖縄県財務規則 (昭和 47 年沖縄県規則第 12 号) 並びに指示された事項を承知して入札します。

(様式第9号)

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

- 1 件 名 農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借
- 2 代理人使用印鑑



令和 年 月 日

委任者 住 所
商 号
氏 名 印

沖縄県知事 玉城 康裕 殿